

# 令和8年度七ヶ浜町職員募集要項（上級行政）

（令和9年4月1日採用）

## 1. 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職種	採用予定人員	職務の概要
上級	行政	若干名	一般行政事務に従事するが、税務、用地交渉及び施設管理等の業務にも従事する。

## 2. 受験資格

次の（1）の資格を有し、かつ、（2）の欠格事項のいずれにも該当しない者であること。

### （1）資格

試験区分	受験資格
上級	昭和56年4月2日以降に生まれた者で次のいずれかに該当する者 (a) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和9年3月までに卒業する見込みの者 (b) 七ヶ浜町長が(a)に準ずると認める者

### （2）欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 七ヶ浜町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3. 試験の実施時期・試験種目・試験地

	試験の実施時期	試験種目	試験地
第1次試験	令和8年7月12日 (日)	教養試験(択一式) 適正検査	宮城県自治会館 仙台市青葉区上杉1-2-3
第2次試験	令和8年9月中旬の 指定する日	人物試験	七ヶ浜町役場

※第2次試験の詳細は第1次試験合格者に書面で通知する。

### 4. 試験内容

試験種目	内容
教養試験 (択一式)	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験(上級:大学卒業程度)
適性検査	職務を行うのに必要な適正についての検査
人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験

### 5. 申込受付期間・受験手続等

- (1) 申込受付期間 令和8年5月1日(金)～6月8日(月)まで  
持参する場合の受付時間は平日の午前9時から午後5時まで  
郵送の場合は受付期間内に下記の申込先に届いたものに限り受け付ける。

#### (2) 申込方法及び申込先

受験申込書及び履歴書に必要事項を記入し、所定の箇所に写真を貼り、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きして、下記宛てに「簡易書留郵便」等の確実な方法により郵送すること。

なお、持参する場合には、その場で受験票を交付するが、郵送で申し込む場合には、受験票を送付するため、宛先を明記し110円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

申込先 〒985-8577

宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

七ヶ浜町役場 総務課

### (3) 受験申込書の請求

受験申込書は、七ヶ浜町役場総務課にて交付する。

郵送で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験受験申込書請求(試験区分・職種を明記すること。)」と朱書きし、宛先を明記の上140円切手を貼った返信用封筒(角2型)を必ず同封すること。

## 6. 合格発表・採用手続等

合格発表	第1次	8月中旬～下旬	合格者の受験番号を七ヶ浜町役場前掲示板に掲示する。また、ウェブサイトへ掲載するほか、合格者に書面で通知する。
	最終	10月上旬～中旬	
任用候補者名簿への登録	最終合格者は、任用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者を決定する。したがって、最終合格者全員が採用されるとは限らない。		
採用時期	原則として令和9年4月1日		

## 7. 給与

初任給は、原則として次のとおりとする。なお、民間企業等における職歴及び最終学歴に応じて条例等の規定に従い初任給を調整するほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(年間約4.65ヶ月分)等をそれぞれの要件により支給する。

試験区分	初任給	参考(職歴5年程度の場合)
上級	232,000円	251,800円

## 8. 過去の採用試験

### (1) 令和8年4月1日採用

試験区分	受験者数	最終合格者数	競争率
上級・保健師	2人	1人	2.0倍
初級・行政	9人	1人	9.0倍
初級・土木	3人	1人	3.0倍

(2) 令和7年4月1日採用

試験区分	受験者数	最終合格者数	競争率
上級・行政	27人	1人	27.0倍
上級・土木	3人	1人	3.0倍
上級・保健師	10人	3人	3.3倍
上級中級・保育士	13人	4人	3.3倍
上級中級・栄養士	11人	1人	11.0倍
初級・行政	9人	1人	9.0倍

(3) 令和6年4月1日採用

試験区分	受験者数	最終合格者数	競争率
上級・行政	3人	1人	3.0倍
上級・土木	1人	1人	1.0倍
初級・行政	17人	7人	2.4倍
主任介護支援専門員	1人	1人	1.0倍